

公益社団法人被害者支援センターやまなし補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）は、犯罪等により被害を受けた被害者、その遺族及び家族（以下「被害者等」という。）の精神的支援その他各種支援活動等を行うことにより、安全で安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、公益社団法人被害者支援センターやまなし（以下「支援センター」という。）が行う事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象事業)

第2条 前条に規定する補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 公益事業1

- ア 被害者等に対する相談事業
- イ 付添い支援等による被害者等への直接支援事業
- ウ 犯罪被害者等給付金の申請補助事業
- エ 自助グループへの各種支援事業
- オ 関係機関・団体との連携による被害者等支援業務

(2) 公益事業2

- ア 被害者等の支援に関する広報・啓発事業
- イ 相談員及び支援員の育成及び研修事業
- ウ 被害者等の実態に関する調査及び研究事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で本部長が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 支援センターは、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、毎年4月15日までに本部長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 本部長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、支援センターに通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援センターは、補助金交付の決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により、本部長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部変更であって、交付決定を受けた補助金の額に増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 支援センターは、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書により、本部長の承認を受けなければならない。
- (3) 支援センターは、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに本部長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 本部長は、前項第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

（状況報告）

第7条 支援センターは、毎年度9月末現在の補助事業の遂行状況を補助事業遂行状況報告書（様式第4号）に必要書類を添えて、翌月の15日までに本部長に報告しなければならない。

（実績報告等）

第8条 支援センターは、補助事業が完了したとき又は第6条第1項第2号の規定による廃止の承認を受けたときは、補助事業実績報告書（第5号様式）に必要書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 本部長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第6号様式）により補助金の額を確定し、支援センターに通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 支援センターは、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第7号様式）を本部長に提出しなければならない。
(証拠書類等の整備保管)

第11条 支援センターは、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該補助事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならぬ。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。